

昭和57年分 農業所得標準

水 稲 10 アール当り 124,413円
普通畑 10 アール当り 31,742円

昭和57年分農業所得標準は、1月27日県下一斉に開示されました。村でも農業団体、各字農家組合長より御参集頂き、2月4日適用標準を下記のとおり説明いたしました。
尚標準外経費として、各種の控除がありますが、省略いたします。

1 水 稲 (10アール当り)

(単位:円)

区 分	収 入		必 要 経 費										差引所得		
	収 量	単 価	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	農業費	その他費	計			
普通地	578 kg	(100kg単価)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
災害地	—	30,968	178,995	3,767	2,055	10,120	8,900	3,007	5,427	3,800	17,506	54,582	124,413		

2 普通畑 (10アール当り)

(単位:円)

区 分	収 入			必 要 経 費										差引所得
	収 量	作付割合	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	その他	計			
はなし	1,218 kg	19.4%	9,156円	2,516円	12,391円	11,292円	2,400円	2,459円	2,995円	10,002円	44,055円	31,742円		
甘しよ	1,249	4.5	1,774											
雑こく	135	25.2	5,765											
野 菜	2,017	77.6	59,102											
計		126.7	75,797											

3 特殊田畑 (10アール当り)

(単位:円)

種 類	梨		も	ぶ	い	球 根				は	飼		
	青	赤				普通地	砂地	アイリス				す	田
								普通地	砂地				
所得金額	一四四、四〇〇円	一六〇、七〇〇円	八五、一〇〇円	二〇、七〇〇円	二七、九〇〇円	四、九〇〇円	四三、九〇〇円	二一、一〇〇円	二四、二〇〇円	二七、四〇〇円	一七、五〇〇円		

区分	収入金額	必要経費	差引所得
東 部 地 区	編級較差案分によ		32,059円
西 部 地 区	り省略		31,236

四、返済期間
本造の場合二十五年以内
五、申込場所
住宅建設場所と同一県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関
詳しいことについては、住宅金融公庫北関東支所(電話〇二七二一(32)一六五五)又はお近くの公庫業務取扱金融機関でご相談ください。

住宅の床面積	利 率		融資限度額	
	当初10年間	11年目以降	乙地域	丙地域
50㎡~110㎡以下 (135㎡以下)	5.5%	7.3%	500万円	480万円
110㎡超~135㎡以下 (135㎡超~165㎡以下)	6.5%	7.3%	560万円	530万円
135㎡超~150㎡以下	7.3%	7.3%	560万円	530万円

(注) 1. ()内は老人同居等の場合

個人住宅建設資金
申し込み受付中
住宅金融公庫では、自分が住むための住宅を新築する方に対して個人住宅建設資金の申込み受付を次の要領によって行っています。
一、受付期間
昭和五十八年二月二十五日(金)まで
二、選定方法
選考(無抽選)により行います。
三、融資額及び利率

共同納税相談を実施します

昭和57年分の所得税・村県民税の申告は、2月16日から3月15日までです。
一、村県民税の申告をしななければならない人
昭和58年1月1日現在、村内に住所を有する方で、次に該当する方々です。
(1)昭和57年中に営業・事業等を営んでいる方で、昭和57年分の所得税の確定申告をしない方。
(2)昭和57年中に地代・家賃等の収入があつて所得税の確定申告をしない方。
(3)給与所得者で給与所得以外(地代・家賃・配当・外交員報酬等)の収入があつて、所得税の確定申告をしない方。
(4)給与所得者で二ヶ所以上の給与(年末調整を前職分の給与を除く)所得があり、昭和57年分の所得税の確定申告をしない方。
(5)昭和57年中に退職し、昭和58年1月1日現在、給与の支給を受けていない方。
(6)昭和57年中に所得税の源泉徴収を受けなかった賃金所得のある方。(農業専従者で日雇賃金等の所得のある方)

- (1)生命保険料及び損害保険料の支払証明証等。
- (2)小規模企業共済組合の支払証明書
- (3)医療費控除を受けようとする方
- (4)医療費の領収書。
- (5)給料・報酬等の支給を受けている方は、源泉徴収票
- (6)営業の方は、諸帳簿を持参して下さい。

日 程	時 間	会 場	区 域 及 び 対 象 者
2月26日(土)	9時~正后	役場相談室	釣寄新
2月28日(月)	9時~4時	"	東長島
3月1日(火)	9時~4時	"	税務署より通知のあつた者(所得・贈与・譲渡)
3月2日(水)	9時~4時	"	釣 寄
3月3日(木)	9時~4時	"	木 滑
3月4日(金)	9時~4時	"	上曲通
3月5日(土)	9時~正后	"	上記の定めた日に都合のできない方
3月7日(月)	9時~4時	"	下曲通
3月8日(火)	9時~4時	"	西萱場
3月9日(水)	9時~4時	"	大別当
3月10日(木)	9時~4時	"	月潟上(七軒町より上)
3月11日(金)	9時~4時	"	月潟下(四番町より下)
3月12日(土)	9時~正后	"	上記の定めた日に都合のできない方
3月14日(月)	9時~4時	"	"
3月15日(火)	9時~4時	"	"

三、税務職員による出張納税相談

税務署や村税務課では、所得金額の計算や申告書の書き方などがおわかりにならない方々のためにいつでも相談に応じています。そのほかに、月潟村の納税者の



立春を過ぎると、暦の上ではもう春。とは言っても、外はまだまだ冬景色。そんな中で香り高く咲くのが梅の花。
歳時記の中で梅は、早春の花として扱われていますが、一方冬の終わりが、日当たりのよい場所に咲く早咲きの梅は、冬の季節とされています。
梅と並び称されるのが桜ですが、「梅と桜」と言くと、美しいものが二つ並んだ例えに使われる言葉です。梅と桜とどちらが好きかはその人の好みにもよりますが、時代によっても流行があるようです。奈良時代には梅が好まれていたとみえて、万葉集には梅を詠んだものが百首も登場するのに対し、桜は四十首。ところが、平安時代の古今和歌集になると梅二十首、桜百首と逆転しています。九六〇年に御所の内裏(天皇の住む御殿)が焼けたあと紫雲殿(しんでん)の前にあ



つた梅を桜に植えかえたのも、そのためでしょう。
江戸時代に入ると、桜の花見はもちろんです。梅の花見も盛んだったようです。戦時中は桜の潔さがたたえられて桜全盛。そして最近では、「桜まつり」も盛んですが、「梅まつり」もはやされています。
その理由は、梅のほうが桜より花期が長い。観光宣伝をやりやすいことや、バスツアー、団体旅行も計画しやすいからだでしょう。「梅も世につれ」です。
梅といえば梅干し。「塩梅(あんばい)」という言葉があるくらい、梅と塩は縁があります。しかし、最近では塩梅干しが好評。普通二〇%余の塩分を含みますが、減塩梅干しは一〇%くらいにおさえているようです。

